

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	第 2 期桐生市空き家等対策計画（案）
意見募集の趣旨	平成 29 年度に策定しました「桐生市空き家等対策計画」の計画期間が令和 4 年度末で終了するため、空き家データ等を更新した計画に見直しすることといたしました。 つきましては、市民の皆様の御意見を募集します。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和 4 年 12 月 2 日（金）～令和 5 年 1 月 5 日（木）
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所 5 階 定住促進室へ提出してください（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所定住促進室あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-45-0088 へ送信してください。 (4) 電子メール・・・teiju@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	・第 2 期桐生市空き家等対策計画（案） ・第 2 期桐生市空き家等対策計画概要版（案）
担当	都市整備部 定住促進室 空き家対策係 電話 0277-46-1111（内線 736、737）
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた方の氏名等の個人情報は公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。